

第3部

サービス提供の目標および見込み

第5期秋田市障がい福祉計画および 第1期秋田市障がい児福祉計画

- 1 計画策定の趣旨および基本的理念
- 2 第5期秋田市障がい福祉計画
- 3 第1期秋田市障がい児福祉計画
- 4 地域生活支援事業の実施に関すること
- 5 施設整備の推進に関すること

1 計画策定の趣旨および基本的理念

「第5期秋田市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第1期秋田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ国が示した基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて、見込量等を定めたものであり、「第5次秋田市障がい者プラン」の基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を目指すための施策体系となる「権利の擁護の推進」、「情報提供と意思疎通支援の充実」、「地域生活支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「生活環境の充実」を目指す上での障害福祉サービス等に関する実施計画として位置づけられるものです。

【秋田市障がい福祉計画および秋田市障がい児福祉計画における基本的な考え方】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

※本計画では、必要なサービス基盤の整備を具体的に進めるように「第4期秋田市障がい福祉計画」を継承しながら新たな考え方を加えております。

2 第5期秋田市障がい福祉計画

(1) 平成32年度の数値目標(成果目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、平成32年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

【国の基本指針】

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

平成28年度末時点の施設入所者数から59人(12.11%)が地域生活に移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から10人(2.05%)削減することを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成28年度末時点の入所者数(A)	487人	平成28年度末の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成32年度見込み	477人	平成32年度末時点の入所人員見込数です。 ※国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数は含んでいません。
削減見込み(A)-(B)		
平成32年度【目標値】	10人 (2.05%)	第5期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
平成32年度【目標値】	59人 (12.11%)	平成28年度末から平成32年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。

【本市の目標】

平成32年度末までに協議の場の設置を目指します。

③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、その拠点整備の目標を定めます。

【国の基本指針】

平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【本市の目標】

地域生活支援拠点等の整備については、第4期秋田市障がい福祉計画において、「平成29年度末までに市内に少なくとも一つを整備すること」を目標として整備を進めてきました。拠点等の運用については、平成30年4月から開始しますが、目標の設定については、拠点等が発揮する機能や課題等について検証を行い、協議・検討を進めることとします。

④ 福祉施設からの一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業を通じての一般就労への移行者数等

福祉施設利用者(※1)のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に、一般就労(※2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

【本市の目標】

平成32年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍、39人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数 値	説 明
平成28年度の 一般就労移行者数	26人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した方的人数です。
平成29年度の年間 一般就労者数目標値	22人 (2倍)	第4期障がい福祉計画策定時の目標値です。 ()は平成24年度の一般就労移行者数(11人)からの倍率
平成29年度の年間 一般就労者数実績 (見込み)	22人 (2倍)	平成29年度において施設を退所し、一般就労する方の実績(見込)数です。 ()は平成24年度の一般就労移行者数(11人)からの倍率
平成32年度の年間 一般就労者数 【目標値】	39人 (1.5倍)	平成32年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

※1 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。

※2 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

イ 就労移行支援事業の利用者数等

平成32年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者について、目標値を定めます。

(7) 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末における利用者が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定する。

【本市の目標】

平成32年度末に就労移行支援事業の利用者数が、39人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数 値	説 明
就労移行支援事業利用者		
平成28年度実績	17人	平成28年度末時点の実績数です
平成29年度実績 (見込み)	19人	平成29年度末時点の就労移行支援事業利用者の実績(見込)数です。
平成32年度 【目標値】	39人	平成32年度末に就労移行支援事業所を利用する方の目標値です。

(1) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の基本指針】
事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

【本市の目標】
平成32年度末に就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数 値	説 明
就労移行支援事業所		
平成28年度末実績	17%	平成28年度末時点で就労移行率30%を達成した事業所の割合です。
平成29年度実績 (見込み)	50%	平成29年度末時点での就労移行率が30%となる(見込み)事業所の割合です。
平成32年度 【目標値】	50%	平成32年度末時点での就労移行率が30%となる事業所の割合の目標値です。

ウ 就労定着支援による職場定着率

就労定着支援事業による職場定着率の目標値を定めます。

【国の基本指針】
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

【本市の目標】
各年度において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が80%となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
職場定着率		
平成30年度 【目標値】	—	事業開始年度です。
平成31年度 【目標値】	75%	平成31年度末時点での職場定着率の目標値です。
平成32年度 【目標値】	80%	平成32年度末時点での職場定着率の目標値です。

(2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

① 訪問系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあっては、障害支援区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	障害支援区分4以上の方で、 ア) 二肢以上に麻痺等があり、 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定された方
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方（身体介護を伴う場合は区分2以上）
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。	障害支援区分3以上の方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。	障害支援区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、次のいずれかに該当する方 ア) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の方

イ 見込量の推計方法

居宅介護、重度訪問介護および同行援護については、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して実利用者の見込み、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、実施事業者がいないことから、30年度以降も見込量は0としています。

ウ 訪問系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/ 月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	時間	8,584	8,855	8,795	8,865	8,935	9,006
	人	334	363	401	404	407	410

エ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある方が身近な場所で生活する上で、必要不可欠な支援であり、地域移行を目指す上でも、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なくサービス提供ができるよう、サービス提供事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズを把握し、サービス事業者の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害支援区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方 障害者支援施設に入所する方で、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要を認めた方

サービス名	事業内容	対象者
<p>自立訓練 (機能訓練)</p>	<p>身体障がい者又は難病等対象者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活等に関する相談や助言等の支援を行います。(標準利用期間は18か月)</p>	<p>身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者で、 ア) 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 イ) 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方</p>
<p>自立訓練 (生活訓練)</p>	<p>知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(標準利用期間は24か月)</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)</p>	<p>就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方</p>
<p>就労継続支援 (A型)</p>	<p>一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>	<p>雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方</p>
<p>就労継続支援 (B型)</p>	<p>一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>	<p>就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方</p>

サービス名	事業内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を要する方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が6の方 イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害支援区分が5以上の方
短期入所（福祉型）	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害支援区分1以上（障がい児の場合は短期入所の単価区分1以上）の方
短期入所（医療型）	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方もしくは区分5以上に該当する重症心身障がい者（障がい児の場合は重症心身障がい児）
就労定着支援（新規）	就労の定着に向けて、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、事業所や医療機関等の関係機関との連絡調整や本人に対する指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込み、実利用者数を推計し、その数値に平成29年度における各サービスの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、生活介護、就労継続支援（B型）については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日	15,385	15,560	16,529	16,859	17,196	17,539
	人	787	804	856	873	890	907
自立訓練 (機能訓練)	人日	276	171	93	93	93	93
	人	20	19	9	9	9	9
自立訓練 (生活訓練)	人日	872	853	679	679	679	679
	人	54	55	48	48	48	48
就労移行支援	人日	394	221	262	359	455	538
	人	24	17	19	26	33	39
就労継続支援A型	人日	1,358	1,845	1,919	1,919	1,919	1,919
	人	68	92	96	96	96	96
就労継続支援B型	人日	10,987	11,579	12,786	13,166	13,560	13,961
	人	640	678	726	747	769	792
療養介護	人	66	69	72	73	74	75
短期入所	人日	392	407	459	486	508	531
	人	87	88	107	113	118	123
就労定着支援 (新規)	人	—	—	—	2	2	3

エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めてまいります。

なお、就労移行支援および就労継続支援については、より多くの就職希望者が一般就労につながるよう、各就労支援機関と一体となった取組を進めていきます。

③ 居住系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (ただし、身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に到達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上(50歳以上の場合は3以上)の方生活介護を受けている方で、障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い方、又は就労継続支援B型を受けている方で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた方
自立生活援助 (新規)	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、生活力等を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホームを利用していた知的障がいや精神障がいのある方で、一人暮らしを希望する方

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

ウ 居住系サービスの見込み

区分	単位/月	第4期計画期間実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	人	217	218	229	240	250	262
施設入所支援	人	492	483	490	483	475	467
自立生活援助(新規)	人	-	-	-	5	10	10

エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を進めるため、共同生活援助事業所（グループホーム）利用者のニーズを図りながら、必要なサービス提供量の確保に努めていきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

④ 相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	ア) 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	居宅において単身であるか、又は家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方

イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する方すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者、更生施設退所者数を考慮して見込みました。

ウ 相談支援の見込み

区 分	単位/月	第4期計画期間実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	275	311	349	383	413	437
地域移行支援	人	0	0	0	2	5	5
地域定着支援	人	0	0	0	2	5	5

エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

3 第1期秋田市障がい児福祉計画

(1) 平成32年度の数値目標(成果目標)

① 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の確保に関する成果目標を定めます。

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 および保育所等訪問支援の充実

(ア) 児童発達支援センターの設置

【国の基本指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、すでに児童発達支援センターがあることから、これを活用し、引き続き障がい児支援を推進し、必要なサービスの提供に努めてまいります。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【国の基本指針】

平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、すでに保育所等訪問支援のサービス提供を行っており、引き続き必要な提供量の確保に努めていきます。

(ウ) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等
デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所
および放課後等デイサービス事業を各市町村に少なくとも1か所以上確保するこ
とを基本とする。

【本市の目標】

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所はすでにあります。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所について、平成
31年度の設置を目指します。

(イ) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、
医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け
ることを基本とする。

【本市の目標】

平成30年度末までに協議の場の設置を目指します。

(2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

① 障害児通所支援等

障がい児を対象とした支援については、児童福祉法において、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」に区分しております。

なお、「障害児入所支援」については、その実施主体が都道府県となることから、この計画には盛り込まれておりません。

ア 障害児通所支援等の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	
居宅訪問型児童発達支援（新規）	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な場合に障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がい児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	

事業名	事業内容	対象児童
医療的ケア児 コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。	前項に同じ

※ 障害児入所支援は都道府県が実施主体となります。

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

また障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用する障がい児全てに対して提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

ウ 障害児通所支援の見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第4期秋田市障がい 福祉計画期間の実績値			第1期秋田市障がい児 福祉計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人日	758	793	1,060	1,144	1,212	1,260
	人	138	137	153	165	174	180
医療型児童 発達支援	人日	50	56	65	70	70	70
	人	9	11	12	13	13	13
放課後等 デイサービス	人日	2,069	2,861	3,705	4,075	4,360	4,534
	人	204	257	314	345	369	383
保育所等訪問支援	人日	5	6	3	3	3	3
	人	5	6	3	3	3	3

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第4期秋田市障がい福祉計画期間の実績値			第1期秋田市障がい児福祉計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
居宅訪問型児童 発達支援（新規）	人日	—	—	—	0	13	13
	人	—	—	—	0	2	2
障害児相談支援	人	59	62	65	67	69	71

エ サービス量確保のための方策

乳幼児期から学校卒業まで住み慣れた地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう学校や障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所など関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

なお、障害児入所支援については、サービス利用者の利便性の観点からも、障害児通所支援とあわせ障害児支援として一体的な支援が必要であることから、都道府県と連携を図っていきます。

また、障害児相談支援については、障害児通所支援等の利用者個々のニーズに沿った計画的な支援が提供可能となるよう、指定障害児相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

4 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

(1) 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい児（者）や難病患者等（以下障がい者等）等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を行います。
② 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討します。

事業名	事業内容
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。
(7) 日常生活用具給付等事業	
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ用装具などの障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催します。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(10) 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。

事業名	事業内容
(11) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、要約筆記者を養成します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行う方を養成します。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、広域的な派遣などの対応が必要となる場合に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援および外出する際の移動介助を行います。
(14) 任意事業	
① 【日常生活支援】福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
② 【日常生活支援】訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。

事業名	事業内容
④ 【社会参加支援】	
ア レクリエーション活動等支援	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流等に資することや、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会を開催します。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の文化芸術活動を振興するため、制作した芸術作品が、より多くの方の目に触れるような機会を設けます。
ウ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版、音声版を発行します。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある方のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、第5期計画期間の事業量については、第4期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて、今後の利用者数の伸び等を勘案して以下のとおり見込んでいます。

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	7人	8人	9人	9人	10人	10人

第3部 サービス提供の目標および見込み

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
(5) 成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	—	—	—	—	—	有
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数	288件	274件	300件	306件	312件	318件
② 手話通訳者設置事業	実設置者数	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実利用件数	2,179件	2,248件	2,384件	2,407件	2,431件	2,455件
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数	9件	15件	20件	22件	25件	27件
② 自立生活支援用具	給付件数	75件	42件	51件	51件	51件	51件
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	37件	56件	55件	55件	55件	55件
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	60件	48件	52件	53件	53件	53件
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	7,330件	7,604件	7,872件	8,108件	8,270件	8,435件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	15件	3件	3件	3件	3件	3件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	14人	11人	29人	30人	30人	30人
(9) 移動支援事業	実利用者数	36人	41人	46人	49人	52人	55人
	延べ利用 時間数	897 時間	923 時間	1,192 時間	1,225 時間	1,300 時間	1,375 時間
(10) 地域活動支援センター ※下段の数値は他市町村に所 在する地域活動支援センタ ーの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	5か所	6か所	6か所	6か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	159人	177人	114人	125人	126人	127人
		2人	2人	2人	2人	2人	2人
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	実利用件数	—	9人	7人	8人	8人	8人

第5次秋田市障がい者プラン

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
② 盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業	実設置者数	—	—	—	—	—	2人
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数	13人	7人	7人	7人	7人	7人
② 盲ろう者向け通訳・介助 員派遣事業	実設置者数	—	—	—	—	—	—
(14) 任意事業							
① 【日常生活支援】 福祉ホーム事業	実施箇所数	—	—	—	—	—	—
	実利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
② 【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	実利用者数	6人	7人	7人	8人	9人	10人
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業							
ア 放課後支援型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	18人	19人	19人	19人	19人	19人
イ 短期入所型	実施箇所数	14か所	14か所	14か所	15か所	15か所	15か所
	実利用者数	136人	134人	147人	147人	147人	147人
④ 【社会参加支援】							
ア レクリエーション活動 支援 上段：スポーツ教室 下段：スポーツ大会	開催数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		1大会	1大会	1大会	1大会	1大会	1大会
	実参加者数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
		42人	43人	36人	40人	40人	40人
イ 文化芸術活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
ウ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報	対象者数	42人	41人	44人	44人	44人	44人
		58人	57人	59人	59人	59人	59人
エ 自動車運転免許取得助成事業	助成件数	4件	8件	8件	秋田市単独事業に移行		
オ 自動車改造助成事業	助成件数	7件	5件	6件	秋田市単独事業に移行		

(3) 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者週間などの機会や公共媒体を活用し、理解促進・啓発に努めます。
(2) 自発的活動支援事業	事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応するための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。
② 市町村相談支援機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応するための人材育成に努めます。
③ 住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(4) 成年後見制度利用支援事業	制度の周知に引き続き努めるとともに、制度利用が必要なケースには、すみやかに対応します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	高齢者福祉部門と連携を図り、事業のあり方について検討を進めていきます。

事業名	見込量確保のための方策
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録の手話通訳者・要約筆記者の増員に努め、利用者のニーズに対応できるようにします。
② 手話通訳者設置事業	関係機関との連携を図り、継続した手話通訳者の確保に努めます。
(7) 日常生活用具給付等事業	現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	研修指導員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。
(9) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(10) 地域活動支援センター	現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する秋田市出身の障がい者*がいる場合、支援をしていきます。 ※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
(11) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	研修開催の周知を図るとともに、実効性のある知識・能力を習得するために、秋田県と連携しながら研修内容の充実に努めます。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	養成研修を実施し、通訳者等の派遣体制の確保に努めます。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。

事業名	見込量確保のための方策
(14) 任意事業	
① 【日常生活支援】 福祉ホーム事業	現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者が、他市で福祉ホームを利用する場合※には、運営費補助を実施してまいります。 ※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
② 【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	希望者全員が利用することができるよう事業所および実施場所の確保に努めます。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。
④ 【社会参加支援】	
ア レクリエーション活動等支援	幅広い世代の参加者増加のために、開催内容を検討するとともに、周知に努めます。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある方が制作した作品の展覧会を開催するなど、より多くの方の目に触れる機会を確保し、障がい者の社会参加の機運を高めるなどの必要な支援を行います。
ウ 点字・声の広報等発行事業	対象者の固定化が見られるため、適切な情報提供の方法を検討します。

5 施設整備の推進に関すること

(1) 求められる施設整備

- ・障がいのある方が日常生活や社会生活を営む上で必要な各種の福祉サービスは、各サービス種別に応じた施設や事業所により提供されており、計画的な整備が必要となります。
- ・障がいのある方自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」などさまざまな課題に対応していく必要もあることから、障がいのある方の程度や状況、地域の状況等に十分に配慮した施設や事業所の整備が求められています。
- ・現在、本市においては、重症心身障がい児者や医療的ニーズの高い障がい児者を支援する事業所が不足している状況であることから、その整備が求められています。なお、国では、障がいのある方が施設入所から地域生活へ移行するための施策を推進しているほか、重症心身障がい児を支援する事業所をすみやかに確保することを基本としています。

(2) 施設整備の推進に関する留意点

- ・各種サービスを提供する施設や事業所の整備にあたっては、各種サービスのニーズと供給量の把握に努めながら、将来的な動向予測等を踏まえて、特定のサービスへの偏りの防止や地域間での立地バランスの確保、地域社会での共生等に留意するものとしします。
- ・民間事業者による独力での整備が見込まれるサービス種別のものについては、民間主体での整備を優先し、地域に必要とされながら民間単独での整備が難しいものについては、市が秋田市障がい福祉計画等に基づき、計画的な施設や事業所の整備を図っていく必要があります。

(3) 施設整備の方向性

- ・障がいのある方の地域における自立と社会参加を促進していくために必要な施設について、地域社会での共生等に留意しながら、計画的に整備を図っていきます。
- ・重症心身障がい児者や医療的ニーズの高い障がい児者が身近な地域で継続して支援を受けられるよう、必要な事業所の整備を図っていきます。